

## 能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4年8月5日(金) 午前10時00分～
2. 開催場所 能勢町役場 西館3階 会議室
3. 出席委員 (10人)

農業委員	1番	前田	宗良
	3番	福井	明房
	5番	原田	富生
	6番	龍見	敬明
	7番	木田	悦治
	8番	新谷	広治
	9番	東	昇
	10番	石塚	成子
	12番	福中	繁信

推進委員	7番	乾	義夫
------	----	---	----

### 4. 議事日程

- |            |  |
|------------|--|
| 議案第18号について | 農地法第2条の規定による土地現況証明願について                    |
| 議案第19号について | 農地法第3条の規定による所有権移転許可について                    |
| 議案第20号について | 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について                  |
| 議案第21号について | 農地法第5条の規定による農地転用の許可について                    |
| 議案第22号について | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について |
| その他について    |  |

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき

地域振興課産業振興担当係長 谷 智之（書記代理）

## 6. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。これからの1か月は、大雨や台風などにより水の管理の面で、過去には各地で色々と災害にあっております。能勢町の方は、今の所何事もなく過ごせておりますので、このままであってほしいものです。毎日、暑い日が続いておりますので、お身体の方に十分に気を付けていただきたいと思います。それでは議事に入ります。

局 長 本日、事務局であります書記の辻本が欠席の為、地域振興課の係長の谷が代理させていただきます。

事務局 どうぞよろしく願いいたします。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長をお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、2番 大上委員、4番 辰野委員、11番 中井委員、13番 成田委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、3番 福井委員、10番 石塚委員をお願いします。

議 長 つづきまして、議案第18号 農地法第2条に規定による土地現

況証明願について事務局より説明願います。

事務局 議案第18号について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。  
番号2番について、乾委員をお願いします。

乾委員 農地法第2条の規定による許可申請について意見書

願出人 ●● ●●

申請地 能勢町神山 ▲▲▲ 田 52㎡  
▲▲▲ 畑 54㎡

8月1日に現地確認を行いました。  
当該地は、地目が「田」及び「畑」となっておりますが、古くから宅地として、利用されております。現地確認におきましても、農地であったことは、確認できず、隣接地との境界もはっきりと確認できない状態です。現地並びに土地登記簿、課税資産明細書等を確認した結果、願出どおり相当以前から耕作されていなかったと思われます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。  
地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第18号について申請のとおり証明することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案どおり証明することといたします。

議長 つづきまして、議案第19号 農地法第3条の規定による所有権

移転許可について事務局より説明願います。

事務局  
議長 議案第19号について説明  
事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員に意見を求めます。番号10番について、乾委員お願いします。

乾委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●  
譲受人 ●● ●●  
所在地 能勢町天王 ▲▲▲ 田 494㎡  
▲▲▲ 田 191㎡

8月1日に、現地確認を行いました。  
譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜を栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からのご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 ないようですので、お諮りをいたします。議案第19号については、申請とおりに許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、議案第19号について申請とおりに許可することにいたします。

議 長 つづきまして、議案第20号 農地法第4条の規定による農地転用の許可について事務局より説明願います。

事務局 議案第20号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員地区担当に意見を求めます。番号3番について、乾委員お願いします。

乾委員 農地法第4条の規定による許可申請について

申請人 ●● ●●

申請地 能勢町山辺 ▲▲▲ 田 364㎡

転用目的 露天駐車場

8月1日現地確認を行いました。

当申請地は、農振農用地外であり市街化調整区域であります。

申請人である●●氏は、数十年前より当該地を露天駐車場として転用されました。当時、申請者は、工事にあわせて施工業者が手続きを済ませているものと思っておられましたが、今回、土地の整理をするに当たり地目が「田」のままであることが判明したとのことでございます。今回許可申請については、すでに転用されていることから申請者から顛末書の提出をいただいています。隣接農地及び農業用施設への影響につきましては、関係者から同意を得ており問題ないと思われまふ。以上のことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思われまふ。

議 長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませぬか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りをいたします。議案第20号については、申請とおりに許可することにご異議ございませぬか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、「許可やむ得ない」として、大阪府農業  
会議へ意見聴取いたします。

議 長 つづきまして、議案第21号 農地法第5条の規定による農地転  
用の許可について事務局より説明願います。

事務局 議案第21号について説明。

議 長 事務局より説明が終わったわけですが、本来であれば農地利用最  
適化推進委員に意見を求めますが、地区担当西山委員が本日欠席  
のため、代理で事務局より意見書を読み上げていただきます。それ  
では、事務局よりお願いいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について意見書

譲受人 ●● ●●

譲渡人 ●● ●●

申請地 能勢町野間中 ▲▲▲ 畑 548㎡

転用目的 露天駐車場

8月2日に現地確認を行いました。

当申請地は、農振農用地外であり市街化調整区域であります。

譲渡人は、以前から譲受人に相談があり、今回話がまとまったため、  
申請があったものです。譲受人は、当該申請地付近で民泊を営んで  
おり、それに付随する駐車場がなかったため、今回駐車場として使  
用される計画をしており、乗用車6台分を整備されるものです。現  
地確認、計画図等での確認の結果、転用面積は必要最小限である  
と思われま。また、隣接する農地はないことから、他の農地への影  
響はないと思われま。以上のことから、今回の農地転用について  
は、要件を満たしていると思われま。以上ご意見申し上げます。

議 長 ご苦勞様でした。事務局より本件に対する意見をいただいたわけ  
ですが、他の委員からのご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 1 号について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、「許可やむ得ない」として、大阪府農業会議へ聴取いたします。

議 長 つづきまして、議案第 2 2 号 農業経営強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について、龍見委員に関する案件がございますので、この案件の審議が終了するまでの間、龍見委員は退席をお願いいたします。

(龍見委員退席)

議 長 それでは、審議を再開します。事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 2 号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 2 号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、原案どおり承認することにいたします。龍見委員が入室されるまで、小休止といたします。

(龍見委員着席)

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 次回の総会の日程について

日 時：9月8日（木）  
会 場：本館 第二会議室  
開催時間：午前10時より

農地パトロールの件ですが、9月の総会で日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 他の委員からご意見を紹介させていただきます。  
農地の太陽光発電の共用地について、手続きなどの勉強会を開催していただきたいとの意見が出ております。事務局の方で改めて開催に向けてよろしくお願いいたします。あと、人・農地プランについては、農業新聞などをみると、理解できていないと、担い手を見つけていくかということが大事になるということです。

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。  
ありがとうございました。